

## 施設の概要

### I 北海道博物館の概要

#### 1 主な沿革

- 昭和 39 年 (1964) 開道百年記念事業協議会で開拓記念館の設置を決定  
昭和 43 年 (1968) 「開拓記念館資料収集基本方針」を決定  
北海道開拓記念館起工式  
昭和 46 年 (1971) 開館  
平成 3 年 (1991) 常設展示全面改訂  
平成 13 年 (2001) 赤れんが庁舎内に「北海道の歴史ギャラリー」オープン  
平成 27 年 (2015) 北海道博物館リニューアルオープン  
北海道開拓記念館と道立アイヌ民族文化研究センターとの統合

#### 2 設置目的

北海道の自然、歴史、文化に関する資料を収集保存、調査研究し、それらを体系的に整えるとともに、総合展示を核とする展示活動や教育普及活動事業を通して、北海道の自然・歴史・文化に関わる遺産を後世に伝える役割を果たしている。

#### 3 コンセプト

- 北海道を代表する「総合博物館」  
道民とともに歩み、愛される「道民参画型博物館」  
北海道の「中核的博物館」

#### 4 組織・施設の概要等

##### (1) 職員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	正職員	非常勤、臨時職員	計	備考
道職員	36 人	18 人	54 人	学芸員・研究職員
指定管理者	2 人	5 人	7 人	計 30 人
計	38 人	23 人	61 人	

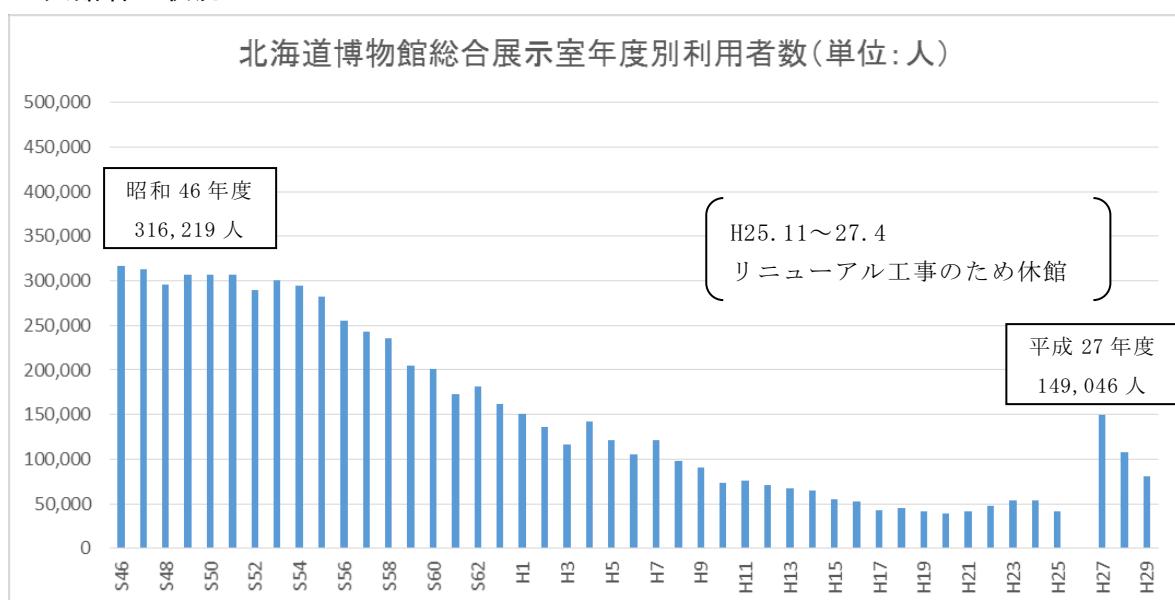
(2) 収蔵資料数 183,180 件 (平成 30 年 3 月末現在)

(3) 構造 RC (一部 SRC) 造り 地上 2 階、地下 2 階

(4) 延床面積 12,947 m<sup>2</sup>

(5) 館内施設 総合展示室、特別展示室、はっけん広場、図書室、記念ホール、講堂、休憩ラウンジ、ミュージアム・カフェ等

#### 5 入館者の状況



## II 北海道開拓の村の概要

### 1 主な沿革

- 昭和 42 年 (1967) 開拓記念建造物等の移設による野外博物館構想が決定  
昭和 46 年 (1971) 道立野幌森林公園の公園計画に野外博物館の設置を告示  
昭和 47 年 (1972) 北海道開拓の村建設基本構想の策定  
昭和 48 年 (1973) 移設構造物等資料収集方針の決定  
昭和 52 年 (1977) 開拓の村建設工事起工式  
昭和 58 年 (1983) 開拓の村オープン

### 2 設置目的

社会・経済の急速な発展に伴って失われていく、開拓当時の大切な建造物や人々の生活を復元し、保存し、開拓過程における生活文化に対する認識を深める。

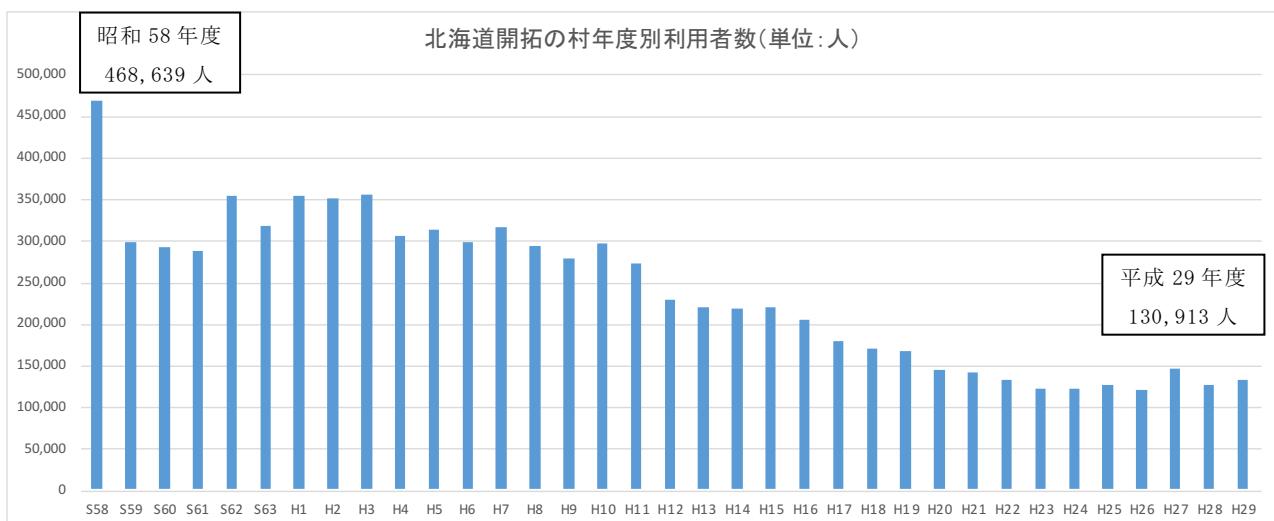
### 3 コンセプト

北海道開拓の歴史を示す建造物等を保存し、展示する。  
北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを行う。  
開拓の村の展示物に関する案内書、解説書等を作成し、配付する。

### 4 施設の概要等

区分	復元施設	再現施設	修景施設	計
市街地群	25 棟	4 棟	2 棟	31 棟
漁村群	2 棟	-	2 棟	4 棟
農村群	8 棟	1 棟	5 棟	14 棟
山村群	-	1 棟	2 棟	3 棟
計	35 棟	6 棟	11 棟	52 棟
その他	体験学習棟 1 棟、食堂 1 棟、吊り橋 1			
敷地面積	54.2ha			

### 5 入村者の状況



### III 北海道百年記念塔の概要

#### 1 主な沿革

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 昭和 41 年 (1966) | 北海道百年記念事業実施方針において記念塔建設を決定 |
| 昭和 42 年 (1967) | 設計競技 (コンペ) の実施            |
| 昭和 43 年 (1968) | 建設工事の着工                   |
| 昭和 45 年 (1970) | 完成                        |
| 昭和 46 年 (1971) | 一般公開                      |

#### 2 設置目的

本道の発展につくした有名無名のすべての先人に対する感謝の心と北海道の輝く未来を創造する決意と躍進北海道の姿を力強く象徴するものとして、高さも量感においても雄大な記念塔を建設する。

#### 3 設計競技 (コンペ)

設計競技は、次の 4 点を条件※として実施され、全国から 299 点の応募があり、審査の結果、今金町出身で当時 29 歳の井口健さんの作品が最優秀作品に選定された。

- ・高さは設計地盤面より 100m とする
- ・耐久性のあるもの、特に凍害に耐えうること
- ・昼間において航空機から視認が容易な色調であること
- ・内部仕上げは自由とする

※出典は「北海道百年記念事業記録資料編」

#### 4 設計コンセプト

- ・道民がみんなで築く躍進北海道のシンボル（象徴）
- ・道民の巨大なエネルギーを結集し、天について限りなく伸びる発展の勢いを表す
- ・高さは北海道百年にちなみ 100 メートル

#### 5 施設の概要等

- (1) 構造 鉄骨トラス構造 地上 25 階建て
- (2) 外装材 無塗装耐候性高張力鋼板※
- (3) 高さ 100m
- (4) 総工費 約 5 億円 (半分は道民等からの寄附※)
- (5) 設計 井口 健 氏 (今金町出身／(株)久米建築事務所札幌支社)
- (6) 施工 伊藤組土建株式会社
- (7) 壁面レリーフ 佐藤忠良氏「開拓」(北海道庁玄関ホール壁面レリーフ原型)

#### ※無塗装耐候性高張力鋼板

塗装せず、素地のまま使用しても保護性鍍が本体への鍍の浸食を抑えるため、最小のメンテナンスで長期的な使用が可能として、我が国では 1960 年代に導入された、建設当時最新鋭の素材。一方で海から飛来する塩分の影響が大きい地区では期待通りの効果が得られないケースも発生し、国の研究所等による長期の調査研究が行われ、現在では JIS などの規格で適用可能な地域等基準が定められている。

### ※寄附の内訳

寄附者	寄附者数※1	寄附金額※2	主な寄附者
商工鉱関係団体	413 者	201, 029 千円	道内の企業や団体
農業関係団体	343 者		
林業関係団体	4 者		
水産関係団体	18 者		
市町村	213 者	48, 144 千円	道内自治体
個人	180 者	10, 612 千円	個人(団体集約、募金箱含む)
協賛事業	9 者	3, 531 千円	記念広告等
計	1, 180 者	263, 316 千円	参考：道補助 250, 000 千円

※1 北海道百年記念塔建設寄附者名簿

※2 北海道百年記念塔建設期成会第5回総会（S46.4.14開催）資料

## 5 保守管理の状況

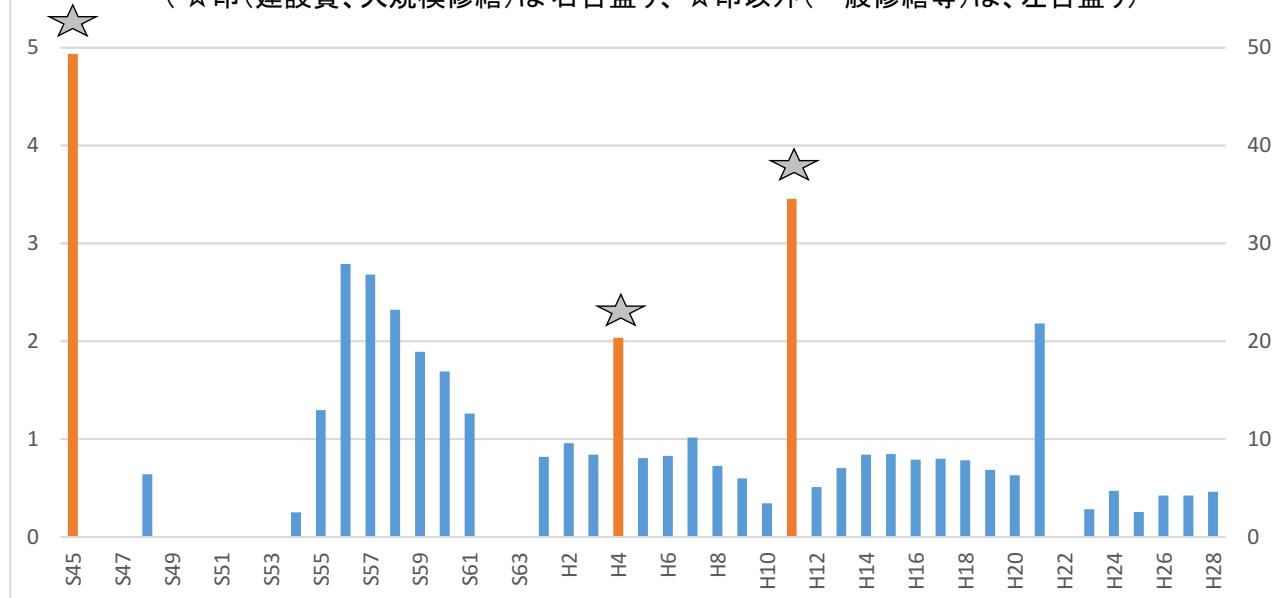
### (1) 維持管理経費等 (S45～H28)

建設費	補修費	その他(保守計画策定)	合計	備考
493, 680 千円	862, 035 千円	14, 934 千円	1, 370, 649 千円	現在の貨幣価値に換算すると約 25 億円程度 (消費者物価指数を基にした概算)

※上記には、エレベーターの保守点検、電気代等の費用は含まれない。

### 北海道百年記念塔年度別維持管理費(単位:千万円)

(☆印(建設費、大規模修繕)は右目盛り、☆印以外(一般修繕等)は、左目盛り)



## 6 現状と今後の維持管理経費等

建設から50年近くが経過し、鋳片が落下するなど劣化が進んでおり、平成26年7月から立入禁止としている。今後も維持していくためには、多額の費用負担が見込まれる。

### 【今後50年間の維持管理経費等（税抜、耐震化経費含まず）】

- |  |         |
|--|---------|
| ①展望室への立入を可能とする場合<br>(立入禁止フェンス、落下事故防止屋根付き通路の設置など) | 約28.6億円 |
| ②モニュメントとして維持する場合<br>(立入禁止フェンスの設置など)              | 約26.5億円 |
| ③解体する場合  | 約4.1億円  |

※①、②のいずれにおいても、今後、鋳片などの落下を物理的に防ぐことは困難なことから立入禁止エリアの設置が必要。

平成30年9月の台風21号により、立入禁止エリア内に部材の落下があった。

## 7 安全性の検討

### (1) 専門コンサルによる調査結果（平成29年度実施）

ただちに倒壊する危険性はないものの、塔内の展望室に立ち入りできるように原状復帰した場合においても、今後、部材の腐食等による不測の落下事故を完全に防ぐことは、物理的にも不可能に近いことから、その対策として、立入禁止エリアの設定（フェンスの設置）、落下事故防止用屋根付きの通路が必要。

### (2) 専門家ヒアリングでのご意見

耐震性、耐風性の担保など安全性が第一である。鋳片など飛散物もあることから、現状を維持しようとして周囲に立入禁止エリアをつくっても、上部の鉄板が落ちるようなことがあれば、安全とはいえないのではないか。

### (3) 外板の素材メーカーによる調査結果（平成30年度実施）

外板パネルの穴あき、波打ち、及び鋳片の落下が確認される。これらは、主に雨水の塔内部への浸入と雨水が溜まりやすい構造に起因した腐食によるものと推定。これ以上の腐食進行を抑制するためには、雨水の浸入を抑制するための対策や排水の工夫等の補修対応が必要と考えられる。

### (4) 補修工事の可能性

これまで、数次の大規模修繕や湿度対策工事などを実施しているが、構造上、雨水の浸入を完全に防ぐことや、これ以上の排水対策は困難と判断。

銹片の堆積  
(中8階)





【参考】百年記念塔壁面レリーフ「開拓」（佐藤忠良氏作）

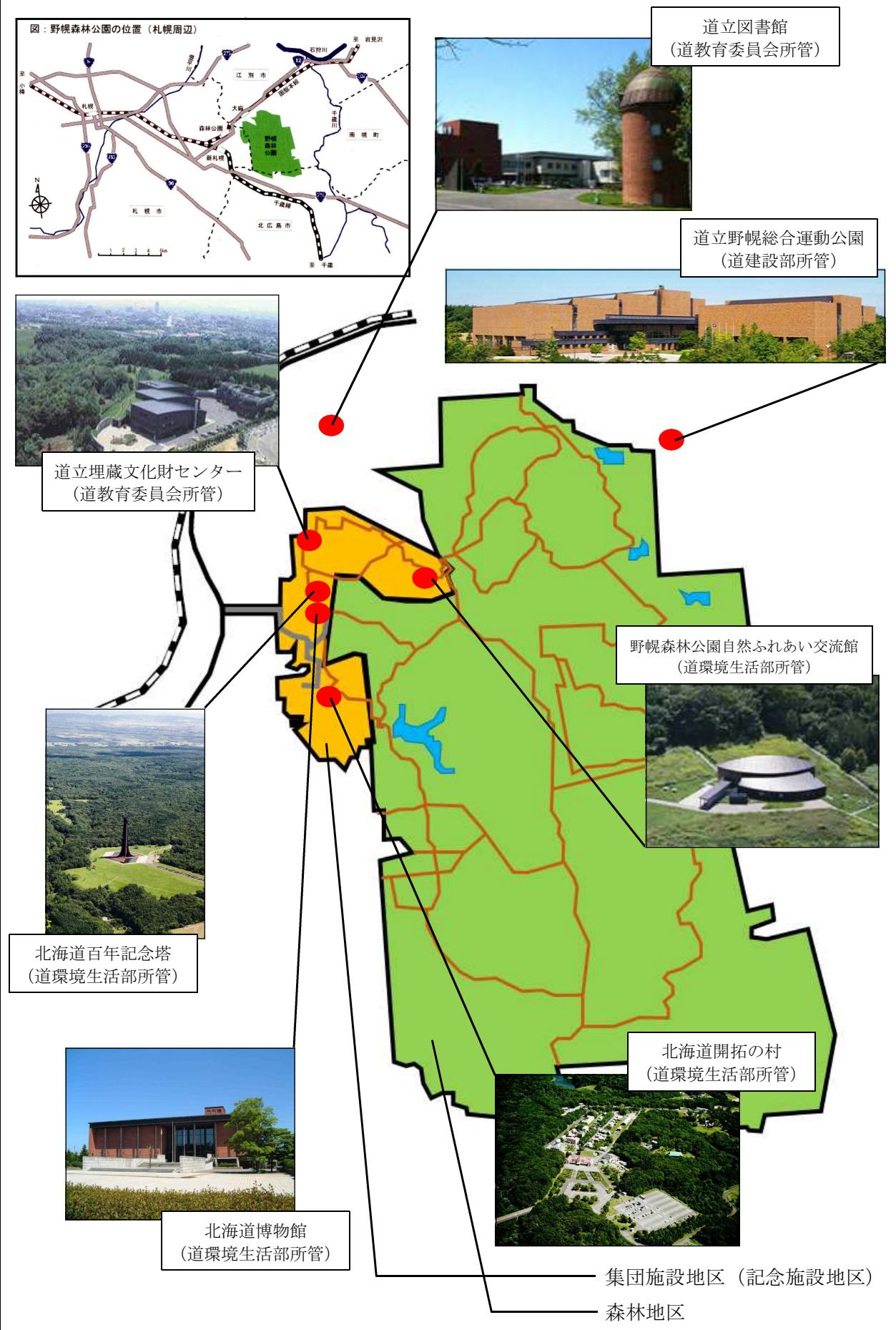
〈北側〉 寸法（約） 縦 1,750mm × 横 7,500mm



〈南側〉 寸法（約） 縦 1,750mm × 横 6,700mm



## 野幌森林公园の周辺施設



### 【オーナー制度】

消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組みで農産物の他、畜産物や魚介類・鮭・森林などを対象としたものがある。日光杉並木オーナー制度では、杉並木保護に賛同された場合、並木杉1本につき1千万円でオーナーになっていただき、その代金を日光杉並木街道保護基金で運用し、その運用益で保護事業を行う。

### 【クラウドファンディング】

個人や企業、その他の団体などが、インターネットを介して、寄附、購入、投資などの形態で、不特定多数の支援者から、少額の資金を調達する仕組み。群衆を意味する「crowd」と、資金調達を意味する「funding」を組み合わせた造語。

### 【国立アイヌ民族博物館】

2020年4月、白老町に国が開設するアイヌ民族の文化復興拠点「民族共生象徴空間」の中核施設としてオープン予定。

### 【古民家再生】

古民家とは、日本の住居のうち建築年数がかなり経過した民家のことで具体的かつ明確な定義は存在しないが、文化財としても価値のある古民家は近年リノベーションによって再利用されるケースが増加。

### 【指定管理者制度】

公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定するもの（指定管理者）が管理を代行する制度。

### 【指定寄付】

国宝・重要文化財（建造物、美術品）など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者が広く一般から寄付を集め、修理費の一部に充てるとき財務大臣の指定を受けると、寄付した法人・個人が税制上の優遇措置を受けられる制度。

### 【縄文遺跡群】

北海道・北東北の縄文遺跡群は、津軽海峡を挟んだ日本列島の北海道・北東北に位置し、縄文時代の各時期（草創期、早期、前期、中期、後期、晚期）における、人々の生活あとの実態を示す遺跡（集落跡、貝塚、低湿地遺跡）や、祭祀や精神的活動の実態を示す記念物（環状列石、周堤墓）で構成された17遺跡からなる考古学的遺跡群。2018年7月19日に2018年度の世界文化遺産推薦候補に選定。

## **【大地の手広場】**

北海道に生きる人々の手形を未来に残し、人と人のつながり・絆を大切にしようと若い男女がボランティアで創造・設置運動を進め、1973年に北海道百年記念塔の下に建造。国内外合わせて約5,300人が手形に参加。

## **【地産地再】**

本構想における造語。「地産（道内）＝地元の材料」で「地再＝地元（道内）の技術者が再生」することにより、域内循環にも貢献することをめざす。現在、開拓の村の展示建造物は、主に道外の材料や技術者により修繕されており、修繕費が高くなる一因になっている。道内の材料や技術者により、開拓の村の展示建造物を修繕することで、修繕費用の節約に繋げるほか、将来的には、この取組を同じく歴史建造物の維持費捻出に苦慮する道内自治体等のモデルとする。実現に向けて、設計・施工一括プロポーザルの導入などを検討する。

## **【中核的博物館】**

北海道博物館は北海道博物館基本計画において道内の中核的博物館として、地域の博物館とのネットワークのもとに連携、協力関係を強固なものとし、道内博物館全体の水準の向上や活力の強化をとおして、地域の活性化につなげることをめざす。

## **【中期目標・計画】**

北海道博物館基本運営方針に基づき、北海道博物館が社会的使命を果たすため、基本方針を踏まえ、資料の収集保存、展示、教育普及、調査研究などの博物館活動の実施に関する中期的な目標・計画を策定。現在、第1期目標・計画（平成27年度～平成31年度）を推進中。

## **【道民参加型博物館】**

博物館の様々な活動に、道民が利用者としてだけでなく、協働者、ときには発信者として多面的に参画することによって、博物館活動をより豊かにし、道民と連携、協働する博物館づくりを推進。

## **【ネーミングライツ】**

スポーツ施設や文化ホールなどの施設の名称に、スポンサー企業の社名や商品ブランド名を付与する権利。「命名権」あるいは「施設命名権」とも呼ばれる。

## **【野幌森林公園自然ふれあい交流館】**

2001（平成13）年にオープンした道立自然公園野幌森林公園のビジターセンター。館内では、公園の自然のつながりをジオラマやイラスト・写真などでわかりやすく紹介。

## **【はっけん広場】**

北海道博物館内にあるこどもからおとなまで楽しみながら「じっくり観察する」「ホンモノにふれる」「道具を使う」「何かをつくる」などの体験ができる施設。

### **【ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）】**

地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材。

北海道では、一般社団法人北海道建築士会、NPO法人歴史的地域資産研究機構、一般財団法人北海道文化財保護協会の3者が実行委員会を組織して養成を行っている。

### **【北海道博物館基本計画における基本理念】**

北海道開拓記念館のリニューアルによる北海道博物館設立に向け、平成22年9月に策定した基本計画に定めた3つの理念。

- ・日本列島の北辺にあって、北東アジアとの歴史的なつながりを有し、“雄大な自然”、“豊かな環境”、“アイヌ民族の先住の地”といった北海道の特性を存分に活かした博物館をめざす。
- ・北海道に先住するアイヌ民族とその文化を尊重するとともに、開拓に携わった先人の努力に敬意と感謝を表す考えを基本とし、道民の成り立ちが多様であることを充分考慮しながら、自然や環境の保全を含む持続可能な未来に向けた人間史の博物館をめざす。
- ・地域の博物館と堅固なネットワークづくりを基盤に、道内にある博物館全体の水準の向上や活力の強化を誘導し得る中核的博物館をめざす。

### **【北海道ミュージアム構想】**

道では、北海道博物館を核として、本道固有の歴史や道内各地の様々な文化を発掘・再発見し、発信継承する空間として「北海道ミュージアム構想」を推進。

### **【北海道立総合博物館協議会】**

北海道立総合博物館条例に基づき、北海道立総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、「北海道立総合博物館協議会」及び「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置。

### **【北海道立図書館】**

1926（大正15）年、札幌市に「行啓記念北海道庁立図書館」として開館。昭和26年に図書館条例に基づき北海道図書館と改称、1967（昭和42）年に江別市に移転。

### **【北海道立野幌総合運動公園】**

総面積64.1haもの広大な園内に、プールを含むアリーナをはじめ、各種運動施設が設置されている、道民の大規模なスポーツレクリエーションの拠点。

### **【北海道立埋蔵文化財センター】**

北海道内の埋蔵文化財の発掘調査を行うとともに、文化財の保護及び活用を図るために必要な事業を行い、もって本道文化の向上に寄与。1999（平成11）年設置。

### **【北海道立文書館】**

北海道の歴史に関する文書や記録などを収集し、保存するとともに、これらの資料を利用していただくための施設として1985（昭和60）年に設置。

### **【PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）】**

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

### **【PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）】**

民間の資金や経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法であり、PPPの一類型。

## ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想

---

平成 年 月

北海道環境生活部文化局文化振興課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5208 (ダイヤルイン)

FAX 011-232-8695

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/index.htm>